申告の受け付け

税務収納課 ☎57-8504

下記の日程で住民税申告の受け付けを実施します。確定申告（所得税の申告）が必要な場合は、申告期間中に限り市職員による申告相談を受け付けています。事前に関係書類の整理や計算を行っていただくなど円滑な申告相談にご協力ください。

今年度から受け付け方法が変わります！（詳細は左ページ）

受け付けがスムーズに進むよう事業所得のある方は「収支内訳書」、医療費控除のある方はその計算が済まれた順に受け付けをしますので、事前のご準備をお願いします。

計算などが済まれていない場合、会場の記載台で計算などを済ませれてからの受け付けとなりますので、ご了承ください。

★計算の仕方が分からない等ご不明な点がございましたら、1月中に税務収納課までご相談ください。

※なお、前年に税務署で申告をされた方で利用者識別番号をお持ちの方は、その番号が分かるものを持って申告に来てください

受付日程 ※土・日曜日、祝日を除く

▶還付申告のみ受け付け

2/1（水）～2/15（水）

受付場所…本庁3階第4会議室

納め過ぎた所得税がある場合の申告です。給与所得者や年金所得者の方で還付を受ける場合はこの期間内にお越しください。

※2月16日（木）以降は大変混雑します。

▶申告・相談の受け付け

2/16（木）～3/15（水）

受付場所…本庁3階第4会議室

（各支所での受付は右記をご覧ください）

受付時間

▶午前の部 **9:00～11:30**

▶午後の部 **13:00～16:30**

■確定申告は不要な方でも、下記のような方は住民税申告が必要です

①雑所得がある方（個人年金や生命保険の満期保険金、報酬、謝礼金、シルバー人材センター配分金など）

②年金所得のみの方で、年金で控除しているもの以外に各種控除の追加がある方（納付書・口座振替による社会保険料の納付、扶養控除、障害者控除や生命保険料控除などのある方）

※所得税の確定申告を済ませ、その他の収入、控除がない方は住民税の申告は必要ありません

■市役所本庁での受け付けは…

▶事業所得（営業・農業・漁業など）、不動産所得、給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得、一時所得の申告および所得のない人の申告を受け付けます。

▶事業所得・不動産所得の申告は、収支内訳書が必要です(年間の収入や必要経費などを事前に整理のうえ、収支内訳書に記入しておいてください)。

▶平成28年中に自己の住宅を取得した人が住宅ローン控除を受ける場合は申告が必要です。

▶医療費控除を伴う申告は、事前に治療を受けた人ごと、病院・薬局別に領収書の整理、計算をお願いします。

※不動産（土地・建物）、株式などを売却したときの譲渡所得は南国税務署へ申告してください

■各支所での受け付けは…

▶申告期間中は還付申告と給与・年金・雑・一時・配当所得の申告、および所得のない人の住民税申告を受け付けます。

▶事業所得（営業・農業・漁業など）、不動産所得のある人の申告は、本庁または税務署で申告してください。

ただし、自動車などの運転ができず、本庁への来庁が困難な人（おおむね75歳以上の高齢の人、障害のある人など）は下記の日程にて支所で受け付けます。

▶赤 岡 支 所　2月23日(木)・ 2月24日(金)

▶夜 須 支 所　2月27日(月)・ 2月28日(火)

▶香我美支所　3月１日(水)・ 3月２日(木)

▶吉 川 支 所　3月３日(金)午前・ 3月６日(月)午後

e-Tax

インターネットで申告ができます

確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。詳しくは国税庁ホームページの「平成28年分確定申告書作成コーナー」およびe-Taxのページをご覧ください。

南国税務署　☎088-863-3215

関連ページ…９ページ

受け付け方法の変更内容

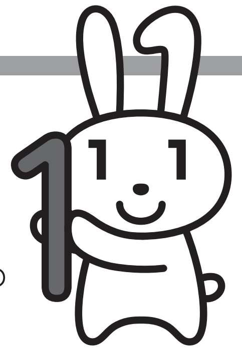

■申告にはマイナンバーが必要です！

○納税者本人のマイナンバーの記載が必要です。

申告書の記載事項のうち、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要になります。

○本人確認の書類の提示が必要です。

記載していただいたマイナンバーがご本人の番号であることを確認させていただくために、右記のいずれかの書類の提示をお願いします。

※申告を支所でされる場合には、マイナンバーカードの写しの添付も必要ですのでご注意ください

▶本人が申告する場合に必要なもの（いずれか）

・納税者本人の「マイナンバーカード」

・納税者本人の「通知カード」の写しおよび免許証などの写真付き身分証明書の写し

▶代理人の方が申告する場合に必要なもの

本人が申告の場合の書類に加え、委任状、代理人の方の免許証などの顔写真付身分証明書の写しが必要です（代理人の方が家族の場合、委任状は不要です。委任状が不要な方は代理人の方の本人確認書類も不要です）。

その他の変更内容

■平成28年分介護保険料の年金からの特別徴収（天引き）で誤徴収のあった方について

通常、確定申告・住民税申告をされる場合には日本年金機構等から送付される「源泉徴収票」により、支払いを受けた年金の年額（所得額）、年金から特別徴収された社会保険料（控除額）を確認し申告をされるところですが、平成 28 年度は年金からの介護保険料特別徴収に誤徴収があったため、「源泉徴収票」に記載されている社会保険料が実際に支払った社会保険料と一致しない場合があります。

そのため、介護保険料誤徴収該当者の方には確定申告などでの混乱を防ぐため、今年に限り「社会保険料納付確認書」を送付します。（１月中を予定）

申告をされるときには、必ず社会保険料控除には社会保険料納付確認書の額を記載していただき、申告書への添付をお願いします。

■事業主（農業、営業等）の皆さまへ～給与支払報告書の提出をお願いします～

農業や営業等の事業所得のある方で給与の支払いがある場合（専従者・アルバイト・退職者も含みます）、支払額の多少に関わらず給与支払報告書の提出が必要です。平成 29 年度（平成 28 年分）については、１月 31 日（火）までに提出してください。提出先は給与受給者が平成 29 年 1 月 1 日に居住する市町村税務担当課となります。なお、香南市役所税務収納課に提出していただく給与支払報告書にも給与受給者本人・扶養親族・専従者のマイナンバーの記載が必要です。

■平成29年分の申告から変わります。（翌年申告分）

平成29年から医療費控除が拡大されます。

▶期間：平成29年1月1日から平成33年12月31日

▶対象：スイッチＯＴＣ薬の購入費用
特定健診、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けていることが前提

▶控除額：年間1万2千円を超える額（年間10万円を限度）

平成 29 年 1 月以降に該当する医療費のある方は、その領収書を翌年の確定申告のために保管しておいてください。詳しくは、申告会場または税務収納課にお知らせを置く予定ですのでご利用ください。

※ただし、この特例の適用を受ける場合には従来の医療費控除の適用を受けることができません。どちらか片方の適用しか受けることができませんのでご注意ください

※スイッチ OTC 薬とは、医療用から転用（スイッチ）された一般用医薬品で、ドラッグストアや薬局で購入できるものです。対象となる医薬品は約 1,500 品目あります